

# 韓・日における西欧文化と西欧的 官僚制の受容比較(Ⅱ)

— 韓国における西欧文化と西欧的官僚制の受容 —

趙 文 富

## 目 次

### 三. 韓国における西欧文化と西欧的官僚制の受容

- |             |                |
|-------------|----------------|
| I. 序 論      | Ⅲ. 西欧的官僚制の受容   |
| Ⅱ. 西欧文化の受容  | 1. 第二次世界大戦前の受容 |
| 1. キリスト教の受容 | 2. 第二次世界大戦後の受容 |
| 2. 思想と制の受容  | Ⅳ. 結 論         |

## I. 序 論

近代化とは確に西欧化とは異なる。しかし歴史上東洋の近代化は西洋における近代化の影響を受けざるをえなかった。西洋における近代化は、精神的文化、つまりそこに含まれる思想及び制度の側面と産業革命を契機として発達した物質文明の側面という両面から捉らえられる。とはいっても、この両面は前者の原因と後者の結果という表裏関係になるのである。

すなわち、西洋の近世において、人本主義 (Humanism) とか合理主義 (Rationalism) という思想によって中世の宗教による束縛から人間と理性を解放しつつも、なおキリスト教思想の土台を維持しながら、かえてその土台の上に商業資本主義の基盤を構築し、それを発展させるがための思想と制度 (例えば重商主義) を築き上げながら産業革命に乗りきり、西欧的近代化の歴史的過程を程たということは周知の通りである。東洋における近代化が必ずしも西欧化ではないといえる以上このような西欧の因果関係の近代化の発展モデルを捉らえ、西欧の

近代化過程を必ずしもその通り踏まえる必要はないかも知れない。

その確信的な歴史的実証性を、なおも日本の近代化が殊に思想の面で問題になっているが、東洋における近代化の先頭走者である日本に見出される。日本は、前の小論で触れたように西洋の思想からある程度の影響は受け入れたものの、その全くの思想は受け入れず、その制度、殊に西欧的官僚制を受容して近代化を成し遂げ、なおも自分たちの思想といえる伝統的な発想をもって現代化にあたっている。すなわち現代に至るまでの日本の発展を支えた精神的原動力たるものは、西欧的文化の要素であるキリスト教思想とか、自由主義・個人主義、西欧的民主主義等の思想ではなく、韓国から伝えられた仏教、儒教(殊に朱子学)、神道(新羅から伝えられたという一西尾昭)等による伝統化された思想であった。ただ西欧から做ったのは官僚制を始めとする諸制度である。韓国における西欧文化と西欧的官僚制の受容を考察するにあたっては、以上のような日本の近代化の過程における西欧文化と西欧的官僚制の受容過程を比較変数とし、近代化を如何に推し進められたかを理念的観点とする。

韓国の近代化を進める過程においては、西欧文化と西欧的官僚制の受容にあたって、日本の場合とは甚だ異なる途を踏まえざるをえなかった。従って近代化の要素たる精神的原動力を捉らえる過程においても迷わざるをえなかったといえるであろう。その主な原因となるのは当時における国内外の政治的状況といえるであろう。すなわち、当時の朝鮮をめぐっての清・日の角逐戦がその主な政治的状況であったし、保守的な儒生勢力を基盤とする大院君派とやはり保守的で改革にあまり関心がなかった附清的事大主義の閔妃勢力との間に繰返された政治的葛藤がその内的政治状況であった。このような内外の政治的状況は近代化を進めるために必要とされた西欧文化と西欧的官僚制の受容を主体的かつ積極的に推し進めるのを妨げたのであると推測される。近代化が、その広範な基礎が工業化によってもたらされ、科学的知識によって社会の進歩がもたらされる変動であるとするならば、この現象は最初に西洋に現われ、次に日本に現われたのであるが、工業化を進め科学的知識を受け入れるための西欧文化と西欧的官僚制の主体的・積極的受容が必要であったのにも拘わらず、その必要性を認識し、推進する革新的主体勢力が形成し難い政治的状況であったといえるであろう。一応このような仮説の下に本稿にあたり、近代化のために必要な西欧文化と西欧的官僚制の受容を如何にして主体的かつ積極的に推し進めるべきであったかに関心を向けることにする。

## Ⅱ．西欧文化の受容

### 1. キリスト教の受容

韓国にキリスト教が初めて伝えられたのは、キリスト教の一派である景教（*nestorius*派）が、中国の唐時代にあたる新羅時代の7～8世紀頃であると主唱する説<sup>1)</sup>もあるが、これまた歴史学界で定説にはなっていないようである。そしてキリスト教と初めて接触したのは、1952年から始まる壬辰倭乱（慶長の役）の時、韓国に出兵していた20万の日本兵士たちの中で約10%が天主教信者であったばかりか、遠征軍の先鋒将の一人であった小西行長が天主教信者であったので、部下たちの士気振作のために神父の派遣を要請することになり、この要請によってセスペテス（*Gregoriode Cespedes, 1551-1611*）が1593年12月に日本から韓国に渡ってきたのが、その始めだといわれている。<sup>2)</sup> この時彼は、韓国での伝道はできなかったが日本に帰った後、韓国人捕虜の奴隷売買に反対してその成果を揚げるとともに、韓国人捕虜に傳道して2千名程の信者を生み出し、朝鮮語で教理書を翻訳して天主教の教理を教えることになったのであるが、そのうちには、ビンセント・権（*Vincent Kwon*）のように京都で神学校を卒業し、その目的は達成されなかったにしても韓国伝道のために派遣されたこともあった<sup>3)</sup>、といわれている。

1605年帰国捕虜の中の一人が朝鮮語で翻訳された公教要理をもって帰ったといわれているが、これはリッチ（*Matteo Ricci*）が中国の明で漢字で書いた天主実義の翻訳であった<sup>4)</sup>、といわれている。この天主実義を実学思想の先駆者の一人であった李睟光（1563-1628）は彼の著書「芝峰類説」の中で論評紹介するようになった。<sup>5)</sup> 1636年清からの侵略を受けた丙子胡乱の時に人質として拘引されていった昭顯世子が8年間清の瀋陽館（奉天）と北京で過ごしていた時、神父シュエル（*Adam Shell*）と親交を結ぶようになって、帰国する時韓国

- 1) 李永獻 「韓国基督教史」カンコルティア社 1980, 1～2頁では金良善 閔庚培 金光洙、吳允台などの説を指摘し、  
金光洙、「アジア基督教擴張史」基督教文化史、1981, 40-43頁では閔庚培を指摘している。  
金南植、「韓国基督教勲勵運動史」聖光文化史、1979, 55頁。
- 2) 李永獻、上掲書、14頁。 金光洙、上掲書、136-137頁。
- 3) 吳允台、「韓日基督教交流史」、恵宣文化社、1980, 60頁。  
金光洙、上掲書、138頁。 李永獻、上掲書、15頁。
- 4) 金光洙、上掲書、145頁。
- 5) C.H. Dalect, *Historie de l'Eglise de Corée, Paris, 1874, 3-4頁。* 金南植、前掲書、58頁による。

への宣教師派遣を要請した。これがフランス、パリの聖体会での宣教師派韓運動の契機となり、1831年からパリーの外邦伝教会 (La Société des Missions Etrangenes de Paris) が韓国での伝教を担うことになったのである。<sup>6)</sup> 1783年(正祖15年)には謝恩使の一行として北京にいくようになった李承薫は韓国人としては初めて洗礼を受け、帰国する時には数十種の教理書と十字若像、聖画、黙珠などをもって帰った。<sup>7)</sup> これを契機として李暎等によって両班層を相手に伝教し始めたのが、韓国での基督教活動の初めといえるのである。<sup>8)</sup>

しかし、血まみれの両戦乱の中でキリスト教と出あい、しかも一人の外国人神父もなかった自ら、西洋文明の根元であるキリスト教の真理を求めて歩み始めた孤独な群衆たちに待ちかまえていたのは、不運の重なりであった。1785年刑曹判書金華鎮は礼拝中の天主教徒たちを連行し、その中で中人金範禹を拷問して流配に処し、流配地で不帰の客となったのが初めての殉教者となった。<sup>9)</sup> この後も成均館の儒生たちによる激烈な上疏と通文によって天主教抹殺を促すようになり、官権による迫害が激しくなるようになったので活動を開始してから一年も足らずのうちに最初の伝教活動は幕を閉じるようになったのである。<sup>10)</sup> しかし、祖先のお祭の問題で起こった辛亥教難(1791)等が引き継ぐなかでも、再度北京のクベア(Gouvea)主教に聖職者の派送を願ってやまず、その結果、1795年中国の孤児出身であった周文謨神父を迎えることになった。この時の信徒は4千名程であったが、周神父による5年間の地下伝教活動の結果その数は万名にもいたっていたが、周神父を逮捕するために朝廷の義禁府では数多くの信徒たちを連行、拷問するようになり、獄中で次々と死に行く信徒たちの受難に堪えきれず、その若痛を救うために周神父は自首をした結果、1901年4月、彼は外国人神父最初の殉教者となった。<sup>11)</sup>

韓国におけるキリスト教受容の初期において厳しい弾圧が重ねられた理由として、李永獻氏は次の二つを挙げている。第一に教理上の問題として、祖先に對するお祭との相克であった。韓国でのこの祖先崇拜のお祭儀式は、傳統的儒教文化圏における血縁社會の基底的文化儀式とされたものであったので、これを否定するのは、この社会での政治・社会の秩序を揺さぶるものとして中国でも問題になったのであるが、それを肯定するのはキリスト教の倫理上においては許されなかったのでここに衝突が起り、正祖(1777-1801)の微温的な態度にも拘わらず、主に儒臣たちの強力な反対

6) 李永獻、前掲書、20-21頁。

7) 上掲書、25-26頁、金南植、前掲書、59頁。

8) 金南植、上掲書、59頁。

9) 李永獻、前掲書、27頁。

10) 上掲書、27-28頁。

11) 上掲書、28-30頁。

12) 上掲書、31-32頁。

によって前述のような1791年の辛亥教難となり多数の信徒たちが処刑されたのであった。

第二の理由は、政治的な党派的要素を挙げざるをえないのである。<sup>13)</sup> 当時の党派は南人 対西人と分立されていたし、南人たちの中でも時派と辟派に分かれていたのだが、天主教徒たちは時派に多かった。正祖の死後、11才の純祖(1801-1808)が即位するようになるや、辟派に属していた巨物(金龜柱)の妹で英祖(1725-1777)の継妃であった貞純王後が大妃である故に垂簾听政として幼い王の政治を補佐することになったのであるが、このように実権の帰趨が決められ事態の深刻さが予想される状況の下で、時折に黄嗣永帛書事件が起こった。<sup>14)</sup> この事件は天主教徒であった黄嗣永が隠身処で白い絹に当時の天主教弾圧の実情と強力な勢力(数百隻の船に大砲を積んで5~6万の軍士)によって伝教の支援を願うことを内容にして13,311字を書き現わし、北京の主教に送ろうとしたのが事前に発覚されて大逆罪人として1801年に3百人の信徒とともに処刑された事件であるが、これは周神父が処刑されてから半年後のことであった。

このように迫害が加えられる中でも、地下での伝教活動が続き、教会はまた立つようになって、1816年また北京にいて聖職者の派遣を要請するようになったが、ポルトカルの弱化、フランスの革命以後の事情などで、聖職者の派遣も容易ならぬことであった。そこで1825年李如真、趙進吉などがローマの教皇宛に神父の派遣を願う書簡を直接出した。<sup>15)</sup> この書簡は北京を経て、ラティン語で翻訳された上、教皇にまで送られた。その結果、1830年カペラリ(Capelali)が教皇グレゴリ16世(Gregori XVI)となった後、1831年教書により<sup>16)</sup> 韓国の教区が北京の教区から独立されるようになったのである。これによって初めて韓国教区の主教が任命されることになったが、最初の主教として任命されたブルギエル(Barthelemy Bruguiet)は韓国へくる途中病死するようになり入国されなかった。しかし韓国の宣教を自請して立ったモパン(Pierre P. Maubaunt)が1836年1月の寒い夜入国しソウルに潜入した。<sup>17)</sup>

これは西洋人神父の最初の韓国への入国であったし、シビア(Francisco Xavier)が日本にきた時と比べれば実に3世紀にも近い程後のことであった。

13) 上掲書、33頁。

14) 近百年近く義禁府の倉庫に保管されていたこの黄嗣永帛書事件の白書は甲午更張の時古文書を整理して火に燃そうとしていたところから持ち出されてムッテル大主教に渡され、ムッテル(Muttel)大主教によって、1925年韓国・殉教者79名の福式がローマで行われた時、ローマ教皇に提出されるとともにその原本は寫真版に映し、模型刻影印本をつくって學界に配布すると同時にそれについての本も出すようになった。

上掲書、33-36頁より。

15) 李永獻、上掲書、39頁。

16) Dallet, Hisit, de l' Eg de Corée II .pp.19-20、柳洪烈、「韓国天主教會史」、248-249頁。

17) 李永獻、前掲書、40頁。

次いで、同年12月にはチャスタン (Jagues-Honore Chastan) も自請入国し、一年後の1837年12月にはブルギエレ主教の後任としてエンベル (Laurent-Marie-Joseph Imbert) が入国して来た。彼らの伝教活動によって信徒数はまたも9千人にいたることになった。<sup>18)</sup>

しかしこのような教勢成長に対してまた迫害が加えられるようになるのである。すなわち1839年の教難(この時、エンベル主教、モバン神父、チャスタン神父の他2百人の殉教者を出した)、これに次いで、1846年の教難(韓国人最初の神父金大建殉教)、1866年の教難(高宗時、大院君による迫害であるが、この時ベルネ (Bernex) 主教とともに仏人神父12名の中で9名の神父が殉教した。) 1901年の教難など、引き継ぐ教難の結果その殉教者は万名にいたるようになった。<sup>19)</sup> 大院君の執権以前は前述のように文化の相克と党争によって迫害されたのであったが、その以後はフランスの勢力を利用して帝政ロシア勢力の南下を防ごうとしたのであったが、それが思う通り行かず、洋人を排斥する清の動向にも乗って、又仏艦隊の揺動に刺戟されたので、国内の高位層儒臣たちの勧誘によって<sup>20)</sup> 大迫害を加えるようになったのである。しかし、このような迫害とその他の悪条件に拘わらず、1865年にいたっては2万3千余名の信徒の数に増えるようになった<sup>21)</sup> のであるが、それは苦痛を救う教理に精神的安息処を求めていたのを意味するのであろう。

以上のような天主教の伝教過程における伝教活動に対してプロテスタント教の宣教師たちは条約の締結をまって正式に入国し、政治には加担せず、聖書の伝達と福音の翻訳をするような活動ぶりであった。<sup>22)</sup> 韓国に初めてプロテスタント教の聖書を伝えた人はホル (Basil Hall) であった。プロテスタント教の伝教活動方式が、条約締結をまって公式に行われるのが常ではあるにしても、韓国においては、条約締結の前にすでに殉教者を出しているのである。1866年トマス (Robert Jermain Thomas) が聖書公会の派遣員として韓国での宣教を狙い、シャーマン (The General Sherman) 号に乗って韓国に着き新約聖書を配る途中、そのシャーマン号と韓国守備軍との衝突が起こり、その際命を失ったのである。<sup>24)</sup>

18) 上掲書、40-41頁。

19) 金南植、前掲書、60頁。

20) 李永獻、前掲書、51-52頁。金南植、上掲書、61頁。

21) 李永獻、上掲書、52頁、金南植、上掲書、61頁。

22) 金南植、上掲書、61頁。

23) 白樂潯 (L.G. Paik)、The History of Protestant Mission in Korea: 1832-1910, p. 52. 李永獻、前掲書、57頁より。

24) 池明観、「韓国と韓国人」、大韓基督教教育協會、1969、47頁、金南植、前掲書、61-64頁より。

韓国での政治的状況も変わってその後、高宗(1864-1907)親政、大院君の下野となり、閔妃一派の執権となった。そこで従来の鎖国政策に代わって開国方針をとるようになってから1876年2月にたって日本との間に友好通商条約が締結されるようになって開国の門戸を開き始めた。1882年5月にはアメリカとの間に韓米修好通商条約が結ばれるようになり、同年韓国語でルカ福音とヨハネ福音が翻訳されるようになったし、正式にアルレン(Horace N. Allen)が入国して宣教活動を行うようになった。<sup>25)</sup>彼は1884年9月に入国して初めのうちは医師として活動していた。<sup>26)</sup>ちょうどその時甲申政変が起こって開化派の暴挙のため保守派の中心人物であり、閔妃の右腕であった閔泳翊が重傷を受けていたので、その治療を契機にして王室の信望を得るようになり、王室付きの待醫官となった。それから1885年には慶惠院という韓国最初の西洋医療機関を設けることになり、これを基盤として韓国での宣教活動を行うことになった。<sup>27)</sup>

公式の宣教師として韓国に入国したのは、アンダーウッド(Horace Grant Underwood)とアペンチェルラー(Henry Gerhart Appenceller)が1885年4月に入国したことであった。公式的に宣教師として入国したアペンチェルラは宣教活動の一方培材学堂を立てて育英事業にも奉仕していたが、聖書翻訳委員会の一員として活躍途中、1902年木浦近海での船舶衝突事故に出合い、乗っていた女学生たちを救うつもりで海に飛び込んだのが溺死の原因となってしまい不帰の客となった。<sup>28)</sup>アンダーウッドは慶惠院で物理と化学を教える一方韓国理解のための貴重な資料を編纂するとともに韓国教会の基底を築き上げたのである。<sup>29)</sup>その後、聖公会宣教師、南長老会宣教師、濠洲宣教師、カナタ長老会宣教師、監理教宣教師、救世軍宣教師などが引き継ぎ入国して宣教活動にあたった。

このような状況の中で、その宣教活動が、あるいはその成果を揚げる場合もあったがあるいは失敗する場合もあった。1907年には大復興運動が起こるようになった。<sup>30)</sup>平壤で開かれた10日間のこの運動には毎日男子だけで1,500名に達し、場所が狭くなるほど群衆が雲集したので集会場の外にも集まる有様であったし、そこで罪を自白し、新しい人間になるのを祈願したのであった。このような有様で漸次全国に広がり、南の全羅道にまで到り信徒たちの顔には生命の光が輝いていた、<sup>31)</sup>といている。しかしこのような信徒たちの前には植民地時代の弾圧がまかまえていたのをまさか知ってはいなかったであろう。

25) 金南植、上掲書、64頁。

26) 米領事館公醫、英、清、日領事館公醫として活躍した。李永獻、前掲書、75-76。

27) 李永獻、上掲書、65-66頁。

28) 上掲書、81-82頁。

29) 金南植、前掲書、66-67頁。

30) 李永獻、前掲書、105頁以下。

31) J. E. Preston A Notable Meeting, The Missionary, Jan. 1907, p. 21, 閔庚培、「韓國基督教會史」1972, 210-211頁。

## 2. 思想と制度の受容

アジアの近代史において極東の清が開国したのは、1842年の南京条約からであり、日本が開国したのは、1854年の日米和親条約であったのに対し、韓国が開国したのは、1876年の韓日修交条規(一名江華条約)によるものであった。日本がこの条約を強圧によって締結させたことは周知の事実である。<sup>32)</sup> 日本がこのような強圧的態度をとるようになった理由としては、国際政治上、韓国の当時までの鎖国政策があまりにも頑固であったこと、当時の大陸勢力を韓半島において抑えようとしたこと、そのためには欧米列強との競争において韓国における機先を制することなどであり、その思想的理論的背景をなしたのは、当時日本において西洋文明の受容の師ともいわれる福沢諭吉の「脱亜論」<sup>33)</sup>であったことである。

西洋文明が東漸する近代史において、韓国が初めて開国したのが、西洋文明の一部を受容し、ナショナリズムで武装していた日本とのことであり、その日本から引き継いで受けた強圧のため、韓国における西洋文化としての思想と制度の受容は、必然的に制約を受けなければならなかった。それは西洋諸国との修交においても、西欧諸国に関する事情は主に清や日本を通じて知ることになり、それに従って西欧諸国に対する認識は直接に得られる結果というよりも間接的に得られることが多くなり、西欧諸国に対する開国においてもその影響がかなり強かったのである。

1882年4月に結ばれた韓米修好条約においても、清国の幹施も奏效したであろうが、日本に派遣された修信使に対しての日本からの勧告があったのが主な原因となっているのである。<sup>34)</sup> このアメリカとの条約によって、1883年、当時閔妃側による廢族勢道の第一人者であった閔泳翊を全權大使とし、洪英植を副使に、徐光範等開化派の青年政治人たちを随行員としてアメリカに派遣した。<sup>35)</sup> アメリカとの修交を契機にして、イギリス・ドイツ・ロシア・フランスとの修交が相次いだ。このような開国は封建的専制政治体制の支配層による西欧文化との出あいになるのであるが、これは非支配層であった中人層によるキリスト教との接触があってからちようど三世紀も立ってからのことであった。

このように開国が遅れたのは、東洋諸国がもっていた一般的な理由は差し置いても、思想的に儒教哲学を国家哲学としていたのは別にしても、政治的にも文化的にも中国の影響を強く受けていたので、<sup>36)</sup> 慕華思想の下に中国依存的な政治・文化体制を固めていたのがその主な原因

32) 金雲泰、「朝鮮王朝行政史」近代編、ソウル、一潮閣、1981、12-32頁。

33) 岡義武、「近代日本政治史」I、創文社、1980、249頁。

34) 金雲泰、前掲書、32-33頁。

35) 上掲書、33-34頁。

36) 朴東雲、「民族思想論」、ソウル、セムタ社、1978、89頁。



となっていたばかりではなく、西歐側の開放要請が中国とか日本に比べて消極的であったこともその理由の一つになったのであろう。それは韓国での1866年の仏艦と米艦の来襲事件、1871年の米艦来襲事件の当時、これらをあまり力入れずに容易に撃退したことがあるが、その後も両国からの何らの強圧とか交渉要求としての後続措置がなかったこと、宣教師の派遣すら他の国に比べて時機尚早として遅らせていた<sup>37)</sup>こと等がその例証として挙げられるであらう。

以上のような状況で、韓国における西歐思想の受容形態は二つの類型に分けられると思う。

その一つは、キリスト教との接触による直接的能動的受容ではあるがこれは社会階層からみれば中人以下の階層が主な主体であり、権力的支配層ではなかったことである。他の一つは、主に日本を通じての間接的で受動的に行われたのでありその階層は主に権力層のなかの新進たちであった。前者の場合は主に宣教師たちの活動によるもので、直接的宣教活動、医療活動および教育活動などによるものであったし、政治とのかかわりをは避けていたばかりでなく非権力層である一般大衆を相手にしていただけに、個人的倫理的なものに過ぎなくなり、政治思想としての大衆の結集力、それによる経済体制への基盤構築、それを基盤としての政治体制への構築に持ち掲げるような近代化への力量が形成されなかった。ということは、社会的支配勢力を支える儒教的な社会的地盤があまりにも強大であった<sup>38)</sup>ばかりではなく、プロテスタント的な禁欲的エートスを形成させられなかったのであり、仏教的自制力による個人的修養にもとづく個人成就的基盤も長い儒教支配体制の下ですでになくなっていく有様であったし専制政治による経済的収奪は個人的経済的成長基盤をもなくしていたのであった。

後者の場合は主に日本を通じて間接的ながら近代化のための西歐の思想ではなく、文物制度を採り入れようとするものの、支配勢力の核心にはいたられず、核心勢力への自覚は事大主義の慕華思想からの脱避を前提にするものであったが、西洋の思想どころか文物制度の採用に対する必要性をも、国内での権力の維持だけを思い、対外からの危脅を考えられなかったので、それ程痛感されなかったのである。それに加えて日本のナショナリズムによる強圧が急速に押し寄せてくるのに伴って、中国からの挽回的反撃、その他西歐勢力の競争的利権浸透などが支配勢力の自主的姿勢を取らせる余裕を與えなかったのである。そのなかでも西歐と接触を鈍化させる反面、日本の強圧的干渉を誘引させたのは国内での状況ばかりではなく、当時の国際情勢にもその一端の原因があったのである。すなわち、当時のアメリカにしても朝鮮

37) 李永獻、前掲書、74-75頁。

38) 1880年金弘集を正使とする使節團が日本からの歸國の途、駐日清國公使館所屬參事官、黃遵憲からもらった「朝鮮策略」の内容の一部として含まれていたキリスト教自由化に反対して儒生たちが反対運動を起こしたため、その内容に含まれていた對露警戒の對策も、科學、技術の習得政策も採れずに終った。

金雲泰、前掲書、75-76頁、朴東雲、前掲書、102-103頁。

の門戸開放を日本に委ねた形になっていたのである。<sup>39)</sup> アメリカとの修交によって、「朝鮮が第3国から圧迫を受ける時には援助する」(修好通商条約第1条)ことになっているにも拘わらず、日本側による王妃殺害事件の際にも、当時の駐韓米公使であったアルレン(Horace N. Allen)は日本側の行動を非難<sup>40)</sup>するのにも、アメリカの本国ではかえって日本の立場を支持する立場に立っていた。その理由は、当時のアメリカの国内問題・南米問題・フィリピン問題<sup>41)</sup>などの他、殊に重要なのは、帝政ロシアの勢力を東洋で防ぐためには日本の勢力を利用しようとする情勢からであった。<sup>42)</sup>

にも拘わらず政治権力の核心にいた人物たちは、中国に頼っていた事大主義思想を一時ながら方向を代えてアメリカに向けようとしたのであり、自主的に西欧の文物制度を受け入れようとはしなかった。前に触れたことがあるが当時政治権力の核心人物であった閔泳翊一行がアメリカに行っていた時も、ただ韓国のために祈祷してくれるように願ったといわれる<sup>43)</sup>ばかりではなく、アメリカからヨーロッパを経て帰国して西欧諸国を巡訪したのにも拘わらず、現実の権力に執着し、大院君勢力との対決だけを念頭に置きながら保守化し、清国勢力に依存するようになってしまったのであった。<sup>44)</sup>

このような歴史的状況のなかで、西欧思想の直接的受容は、社会の上層部にいた執権層とか当時の識者層であった儒生たちには期待できず、宣教師たちによる教育活動及びその他の文化活動に期待するしか仕方がなかった。彼らは、1885年に培材学堂、1886年に梨花学堂を建てたのを始めにその他の諸学校を建てて<sup>45)</sup>西洋式教育を進める一方、キリスト教関係書籍及び韓国の歴史・文化等に関する書籍を出版するようになったのである。<sup>46)</sup>又、西欧に渡って留学をする機会を得るようになったのも主にこの宣教活動の一環としてなされた結果としてのものであった。以上のような歴史的状況が示すように、社会の上、下層部を問わず、又、政治思想と社会思想を問わず、自主的にかつ自由に西欧の思想と制度を受容するようになるのは、やはり第二次世界大戦の後に期待するしか仕方がなかったのであろう。

39) 朴東雲、上掲書、97頁。

40) 李永猷、前掲書、77頁。

41) 朴東雲、前掲書、97頁。

42) 李永猷、前掲書、77頁。

43) 上掲書、74頁。

44) 上掲書、76頁。

45) 彼らが建てた学校の数は長老系だけでも、1907年に405、1908年には561、1909年には719校等、毎年150学校を増設した。

李永猷、上掲書、147頁。

46) 1903年には25万巻のキリスト教書籍が出版された。

李永猷、上掲書、103-104頁。

結局当時の韓国における国内外の情勢は、上層部による西欧思想の受容を、「重譯文化」、あるいは「他人の手を通したもの」( the second hand )の形態になるようにしたのであった。<sup>47)</sup> 前に述べた実学思想が儒学一派である朱子学の地盤と繋がるものとはいえ、この思想を近代的西欧思想と結び付けようとした思想家として朴珪寿(1807~1876)という人物がいた。彼は、東洋の精神文化を固守するが、西洋の進歩的な科学・技術を積極的に導入することによって富国強兵の方向に向かうようにし、それが内修を固め外侵を防げることができるのであるという救国思想をもっていたのであった。<sup>48)</sup> 彼の門下生に金玉均、洪英植、徐光範、朴泳孝などの両班家門出身者もいたし、中人出身である呉慶錫(通訳官)、劉鴻基(医師)などもいた。また当時の官僚出身である邦基洛、尹善学などもいて、当時斥邪の上疏が圧倒的に多かった状況のなかでも、1881年西洋の機械文明を導入するのは「富国之術」であり、留学生をも派遣するように国王に上疏したのであった。<sup>49)</sup> このような東道西器論は東洋の思想で西洋の科学・技術を受容しようとするのであるが、トインビ(Arnold J. Toynbee)がその可能性を理論的に否定している<sup>50)</sup>にも拘わらず、日本では前述したように西歐的思想とは別にその制度だけを受容して一応成功したとみるようになったのがその例になっていたので、それを倣おうと主張する傾向が、韓日修交の後使節団もしくは視察団(1882年の日本視察)<sup>51)</sup>一行の中で、殊に金玉均、洪英植・朴泳孝・徐光範・尹致昊・徐載弼等いわゆる開化派を中心として現われたのであった。<sup>52)</sup> 彼らは立憲君主制を試み、当時壬午軍乱(1882)以後清国から派遣されていた袁世凱、又、清側が推薦していた外交顧問であったメルレンドルフ(Mölendolf)等によって軍事・外交が左右されており、この清勢力に依存して政権を維持していた閔氏一派を中心とする権勢名門出身からなっていた事大派を倒して諸制度を改革しようとして1884年いわゆる甲申政変を起こしたのであった。

この事件で、彼らは事大派の高官たちを多数殺害し、国王を自分たちの陣営の方(景祐宮)に移して日本の兵に護衛を頼んだ後、14個条の革新政綱を発表したのであったが、その内容を要約すれば次の通りである。<sup>53)</sup> ①清に対する事大関係の廃止、②人民平等権の提唱、③地

47) 天主教も中國を通じて傳われたので同じく「重譯文化」に含まれるというものもあるが、教區の獨立、西洋宣教師の入國以後は、「重譯文化」的性格をもつものとは言われないであらう。

朴東雲、前掲書、105頁。

48) 朴東雲、上掲書、107-108頁。

49) 姜在彦、「近代朝鮮の思想」東京、1971第3章。

50) Arnold J. Toynbee, The World and the West, 1952, 第2章。

51) この時、金玉均は、福澤諭吉に一行の教育を頼んだといわれている。

李永獻、前掲書、68頁。

52) 朴東雲、前掲書、110頁。

53) 金雲泰、上掲書、124-130頁。

租法の改正、④宮中府中の諸制度の改革、⑤貪官汚吏の処罰、⑥国内治安の確保、⑦軍制の改革などであった。しかしこの政変は清国による出兵のため失敗に終り、金玉均等は日本に亡命したのであり、頼りにしていた日本では事件との関係を否認するばかりでなく彼らを煩しい存在として辺地に追放居住するようにした。<sup>54)</sup> この事件はたとえ失敗に終わったとしても、その開化思想は、1894年の甲午更張で、又、1896年の独立協会運動で伝承されたのであった。

1894年日本公使の改革要求が清国側に傾く多数の重臣のため遅れている間、日清戦争が起こり、勝勢に乗って日本の強要が強まり改革が進められて1895年改革要綱が発表された改革が始まったのが甲午更張であった。前の甲申政変による改革案が国民の一部による自主的な改革意志から現われたものに対して、この改革は政府によるものではあったが、自主性が欠けていたというものの、その内容は注目に値するものがあった。そのために歴史的にこの改革を近代化のための画期的な契機をなしているといわれている<sup>55)</sup>のである。

その内容は井上馨日本公使が出した内政改革要綱領20ヶ条を基礎にした洪範14条であったがそれを要約すれば次の通りである。<sup>56)</sup> ①自主独立の基礎確立、②王室典範の制定、③国王の政務方式、④王室事務と国政事務の分離、⑤議政府と各衙門の権限制定、⑥租税法定主義⑦度支衙門による歳入歳出の管掌、⑧王室費用の率先節減、⑨一年の予算編成、⑩地方官制の改正、⑪海外派遣留学奨励、⑫軍制の改革及び軍事教育、⑬民法・刑法の制定と人民の生命・財産の保護、⑭家門と地方の無差別人材登用などである。この改革によって形式的ながら近代的官僚制度が生じる基礎をなすようになるのであり、財政と土地・貨幣及び税制の改革と、繼く交通・通信の施設の整備等が行われたのであったが實質的には植民地資本主義の基礎となるようになったのである。これはドレ(R. D. Dore)のいわゆる外生的(exogenous)な近代化<sup>57)</sup>であり、植民地化の前提の近代化であるとともに思想が伴わない形式的な制度だけの近代化であった。

以上のように近代的西欧思想が伴わなかった形式だけの制度改革が外部の強圧に強いられて行われ、植民地の運命を目の前にしていた悲惨な時期に、文明開化及び自強独立という近代的愛国思想を自覚していた少数の先覚者たちがいたのであった。甲申政変に失敗した後1886年日本を経由してアメリカに渡った後10年間の亡命生活をして1896年帰国した徐載弼(1863-1951)博士がその代表的人物であった。<sup>58)</sup> アメリカで市民権と医学博士の学位を得た彼

54) 朴東雲、前掲書、115頁。

55) 金雲泰、前掲書、162頁。

56) 上掲書、190頁、朴東雲、前掲書、142-143頁。

57) R. P. Dore, "On The Possibility and Desirability of a Theory of Modernization" in International Conference on the Problems of Modernization in Asia, Report, Asiatic Research Center, Korea Univ., 1966, p. 159.

58) 金雲泰、前掲書、272-274頁、朴東雲、前掲書、153-154頁。

はただ人民を教え、人民を指導・啓蒙して自由と独立の理想を实践する目的で国文版と英文版の新聞「トクリップシンムン」(The Independent)を創刊し、その創刊号の論説で、「男女・上・下・貴・賤が皆見るようにする。」とし、政府と国民の情勢伝達、貪官汚吏の行跡告発、外国事情の紹介などを目的にしていることを明らかにした。<sup>59)</sup>そして近代思想と民主政治、道伯・郡守の民選制、政府官吏の公僕としての責務、女権伸張、国民教育の重要性、迷信打破及び社会的慣行の近代化などを提唱したのであった。<sup>60)</sup>又、彼は清国からの独立を記念する象徴として独立門と独立会館を建立した。それから1896年に独立協会を創立したのだが二年後の会員数は4,173名にいたり、この協会の主管の下に1898年ロシアの内政干渉を排除するための「万民共同会」を開いた。このような運動が社会的に広まるに伴って1897年には国号を「大韓帝国」と改めるようになった。「万民共同会」は、実に韓国における近代的な民主政治運動の集会の先駆をなす歴史的な意義をもっていた。この運動の結果、ロシアの財政顧問と軍事教官が撤収し、設立して数ヶ月に過ぎない韓露銀行も閉鎖したのであった。<sup>61)</sup>

独立協会のこのような成果に国民の信頼が厚くなったので、これを中傷する政府の高官たちと露・日・米の策動によって徐博士は国外に追放されるようになったが、その後を引き継いだ尹致昊、李承晩等によって一層発展させるようになった。<sup>62)</sup>しかし、これを妨害するための腐儒高官と一部の奸臣輩たちによって作らせた負祿商の団体である皇国協会との間に対決が激しくなり、宮閥門の近くで集会が継ぐようになってから、独立協会の要求で政府諸大臣との間に歴史上初めての官民協商が行われるようになった。

その内容は、第1、法律の定めによる以外の雑税の廃止、第2、中樞院の官制組織を改正し、政府要員と獨立協會會員の半数によってそれを構成して議政事を審議するようになったが、政府の無誠意と皇国協会の反発によってその実施にはいたらなかった。しかし、中樞院副議長に獨立協会の会長である尹致昊を任命することになったので、中樞院官制改正案を提出するにあたって、議院内閣制の国会組織に似た獨立協会の案を提出したのだが保留されたのであった。<sup>63)</sup>

しかしその後1898年大臣官吏と賤民たちも含めた官民合作の万民共同会を開いて、國体を尊重し、国家の財源と財政の公正な管理及び法規の遵守などをその内容とする6ヶ事項を決議して建議したところ、高宗皇帝は5ヶ条の詔勅を命じるようになり、同年11月にいたって中樞院制度を改正するようになったが、これは歴史上初めての民意による制度改正であったし、

59) 朴東雲、上掲書、154頁。

60) 金雲泰、前掲書、272-273頁。

61) 上掲書、275-276頁。

62) 上掲書、276頁。

63) 上掲書、279-280頁。

半官半民の民選代議員規定によって歴史上初有の意義をもつ投票による選挙を行って一時中樞院の構成に民選議員が参加するようになるのである。<sup>64)</sup>

しかし12月にたって亡命中の朴泳孝を民選議員の候補とした議決があったためこれを理由として独立協会は結局解散される運命となるが、その間外勢による籠絡、権謀輩たちによる弾圧にも拘わらず、民衆を指導啓蒙し、民意を暢達するなど、その過程において民主主義的思想と制度を時代遅れながら漸次身につけて行くようになるのであったが、1905年の韓日合併そして植民地化される日は刻々と逼ってくるのであった。

以上は経済的側面からの近代化の基礎を整えるのではなく主に政治的方面から西欧の思想と制度を徐々に受容する現象が現われ始めたのを意味するのであるが、執権層の近代的意識が足りなかったため、執権層の意識が着実に近代化されるかあるいは革命による執権層の打倒が先決されなければならなかった。執権層の意識の近代化も、あるいはこれを打倒する近代化された國民勢力をもその成長をまってくれるほど国際情勢は余裕もないばかりか温情を期待することは一層愚かなことであった。そこで思想とは別に制度だけを革命的過程を通じて改革した前歴をもつ日本が国際情勢に便乗し、あるいは自ら国際情勢を切り開きながら大陸進出の基地化を目指しての植民地化を目標に強圧的に韓国内政に干渉して自国が採り入れた西欧的諸制度を先例に制度の改革を押しつけるのであった。そこで戦前における韓国での西欧的諸制度の受容は自主性のない外形的存在に過ぎなかったのである。しかしながら外形的であるにせよ、全般的に制度改革が行われ西欧的諸制度(もちろん間接的かつ「重訳的」ではあるが)に接することになったのはこのような日本の対朝鮮政策によるものであった。だからといって韓国では全く近代化のための意識がなかったといえない。それはアメリカから直輸入した近代化の意識も前述の通りあったが、日本との往来によって日本に倣って西欧的諸制度を採り入れようと自覚した階層も上層部にいたのも前述したのであるが、<sup>65)</sup> 国王を始めとする政府高位層にもいたのである。

このような中で初めて制度改革を行うようになったのは、日本公使花房義質からの勧告もあって、<sup>66)</sup> 開国以後新しく増えるようになった外交事務を管掌する機構が必要となって、1880年新しく統理機務衙門を増設するようになった。<sup>67)</sup> これは朝鮮王朝末期における重要な制

64) 上掲書、280-282頁。

65) 1881年尹善學などの上疏(西洋の機械文明を導入するのが富國之術である。)に對して國王は喜んだといわれている。又「朝鮮策略」に對しても國王は感銘を受けたという。(金雲泰、上掲書、30頁)

66) 日本公使花房義質は、統理機務衙門のような性格をもつ何らかの官署の設置を懇願した。金雲泰、上掲書、74頁。

67) 備邊司臆錄(國史編纂委員會、「韓國史料叢書」第27卷)、459頁。

度改革であり、その以後の行政・軍事制度の改革を誘発する契機となったのである。この機構によって大臣の中から総理を任命し、節制して視務するようにし、堂上官を任命するようになって業務の統一を計るようになるが、文化の受容において最も重要な意味をもつようになるのは、諸外国に留学生及び視察団の派遣を奨励するようになったことである。<sup>68)</sup> 1881年にはこの機構も改編して軍務局編制を近代化し、軍事制度の大改革を行う一方、新式軍隊を編成して日本の軍事教官による新式訓練にあたるようにした。

この機構改編の他に、殊に注目されるのは両班でも商業に従事するようにするとともに農商工出身の子弟に対しても学校への入学が許可されるようになるばかりでなく、1884年には官立学校である育英公院を設け、米国人3名を招請して英語と洋学を教えると同時に訳官養成の目的で1891年には日本語学校を、1894年には英語学校を、1896年にはロシア語学校及び仏語学校を開設したのである。<sup>69)</sup> 新しい学校教育は前に触れたようにプロテスタント教の宣教師たちによる私学の建立などによって殊にアメリカからの影響が多く及ぼしたのであるが、宗教・教育の他にも西歐諸国の中ではアメリカからの影響が比較的多かった。前述した閔泳翊等による報聘使節が帰国した後、郵便制度が創設され、新式農場が設置されたことその他、顧問・教師・鑛師・陸軍将校及び技術者たちを招聘したことなどがその例になる。<sup>70)</sup> しかし日露戦争が近づくようになってから国際情勢の変化、米国の問題などの理由で前述したようにアメリカは朝鮮の問題を日本に譲り委ねるような形で韓国から手を引いたのであった。<sup>71)</sup>

政治体制上の制度の改革は前述した甲申政変以後、1894年日清戦争を遂行するためにも韓国内部における日本勢力の拡張を必要として体制整備を試みることになって日本側により改革要綱が押し出されて制度改革が進められたのであるが、韓国内でも内面的・自主的な内政改革への必要性をある程度までは自覚していたのであった。<sup>72)</sup> この大改革を目的にしてその任務を担わせるために初めて設けられた機構が軍国機務処であった。この軍国機務処は、一切の政事・軍事の国政を最終的に審議決定する合議制形態の最高政策決定機関であり、西洋式の

68) 諸外国に派遣された視察團の中で、1881年日本に派遣された金弘集一行による各部門の視察成果は近代朝鮮政治外交史に大なる影響を與えており、その報告書は行政制度改革の基礎となったといわれている。金雲泰、上掲書、73-80頁。

69) 信夫淳平「韓半島」、「半島に関する統計」、691頁、金雲泰、上掲書、143-145頁による。

70) 金雲泰、上掲書、93頁。

71) 上掲書、172頁。

72) 韓国の史家たちの中でこの主體性を否認する立場をとる者もあれば肯定する立場をとる者もある。しかし、政府記録、上疏文等の中で「改革」あるいは「更張」の必要性を語る者がいたことは否定されないのである。改革を主張する上疏文を出した例は郭基洛、尹善學の他にも、朴洪鍾、趙汝等、その数は一一数えられないほどである。

委員會制の組織型に倣ったものであった。<sup>73)</sup> 形式上は民主的な機関であったが、委員たちに自由が保障されていないとか、知的能力と情報の獲得能力が公平に與えられなかった場合、そして政治勢力が公平に配われていないようになり政治的独立性が保障されない場合は、自由で公正な政策が決定されないばかりか、政治勢力の方向に片寄りするように決定されるのが常である。

とにかくこの軍国機務処で議決された件数は4ヶ月の間に官僚制改編の第一歩である「議政府官制案」の可決を含めて208件にもいたり、その内容はいずれも近代的な改革案であった。<sup>74)</sup>

この改革案によって新官制の議政府が出帆するようになったため軍国機務処は廃止されることになった。新政府の構造は国王の下に議政府と宮内府があり、行政部省は8ヶ部省からなっていた。<sup>75)</sup> この新官制によって総理大臣は、「百官総へ庶務を平にし、邦国を經す」<sup>76)</sup>と規定して官制における階統制を確立するようになった。このようにして近代的モデルの内閣制度が誕生した<sup>77)</sup>のであり、この内閣及び各部官制を始め関係法令が閣議で審議議決されて国王の裁決を得て公布し、1895年4月1日に実施されるようになって内政改革は一旦完了するようになった。<sup>78)</sup> この改革に現われた主な内容は、官制及び裁判所構成と中枢院官制・警察制度、人事・会計・財務・教育等の中央官制の改革であった。内閣はこの改革の際、工務衙門と農商務衙門を統合して農商工部とし、8衙門を7部にするとともにその衙門という呼称も部に変えた。<sup>79)</sup> 同年5月にいたって道制廃止とともに23府の小地域行政の区域に分ける地方制度の改革及び地方官制が公布された。<sup>80)</sup> この時の改革で初めて王室財政に対する一般国政機関の統轄を可能にしたし、全国の財政機構を度支部に一元化し、会計法によって近代的意味の政府予算制度が採用された。これに伴って管税司及び徴税署官制が設けられることになったが、殊に土地私有制度の基礎を確立し、新式貨幣章程を定めて銀本位制を採り入れ、以て経済的近代化のための基礎となる諸制度が具えられ始めたことは注目に値するところである。<sup>81)</sup>

これとともに両班常民の階級廃止、公私奴婢の廃止、養子制度・婚姻制度の改善、官民衣服

73) 金雲泰、前掲書、174頁。

74) 上掲書、178頁。

75) 朝鮮總督府中樞院「李朝法典考」、東京、第1書房、1977復刊、218-275頁。

76) 上掲書、269頁。

77) 朴東雲、前掲書、139頁。

78) 金雲泰、前掲書、203頁。

79) 上掲書、206頁。

80) 韓國官報、開國504年5月26日、杉村濬「在韓苦心録」(昭和7年)、142頁。

81) 金雲泰、前掲書、232-238頁。



の簡素化、断髪令等の社会的諸制度の改革も注目するところである。<sup>82)</sup> しかしこのような諸制度の改革を実施し、社会化するには、当時の内外与件との間にへただりが甚しく摩擦も多かったので結局韓日合併以後、日本の強制力によって実現されることになった。

### Ⅲ．西欧的官僚制の受容

#### 1. 第二次世界大戦前の受容

韓国において形式的ながら近代的な官僚制度を採り入れるようになったのは、前述の通り甲午改革による内閣制度の採用をもって始めたのであった。それは諸制度の改革を目的に設けられた軍国機務処により、1894年6月28日「議政府官制案」を可決してからその端を発するのである。まず、この時発表された洪範14条における官僚制的要素を見れば、第一、法的支配 (legal herrschaft) の要素として、王室典範の制定 (2条)、租税法定主義 (6条)、民・刑法、徴兵法等の制度による権利濫用禁止 (12 - 13 條) などがみられ、第二に、階統制の要素として、内閣制度の確立 (3条、5条)、予算統制の一元化 (7条、9条) 等であり、第三に、行政手段の公有化の要素として、大君主の正殿での親事 (3条)、王室事務と国政事務の分離 (4条) 等がみられ、第四に、権限を法定化する要素として、議政府と各衙門 (部) の職務権限の明定 (5条)、地方官制の改正とその官吏の職務の限節 (10条) などであり、第五に、官吏任命の合理化の要素として、門・地を超える人材の登用 (14 條) などがみられるのである。これに加えて、1894年11月21日には公文式が制定公布<sup>83)</sup>されて文書主義の要素が採り入れられた。

次に、内閣組織である議政府官制を要約してみれば、議政府と内務、外務、度友・軍務・法務・学務・工務・農商の8衙門 (後に7部) から構成されており、付属機関としての軍国機務処 (後に廃止)、都察院・中樞院は議政府に所属し、義禁司は法務衙門に、警察庁は内務衙門に所属するようにした。<sup>85)</sup> 議政府は総理大臣と左右賛成、司憲、参議、主事によって構成した。<sup>87)</sup> ここで総理大臣が総へ庶務を平にし、邦国を経すことになるのは前述した通りであるが、各府

82) 上掲書、241-254頁。

83) 朝鮮總督府中樞院、前掲書、291頁。

84) 上掲書、269-275頁。

85) 金雲泰、前掲書、191-192頁。

86) 議政府を「内閣」に改稱されるようになったのは1894年12月16日の勅令によるものである。

87) 朝鮮總督府中樞院、前掲書、269頁。

衙の通用規則<sup>88)</sup>を通じて改革された政府行政体制を見れば、その体制は、制限君主的な国王の下に、国王—議政府會議（内閣）—総理大臣—各衙門の大臣—同協弁（次官及び総務局長兼）—同參議（局長）—同主事（次長、即ち副局長、又は課長）等の形を採る階級制が確立されて、上下の命令系統が明確に制度化されているばかりでなく、機関又は官吏等の所管事項と責任の所在および命令系統が確立され、かつ行政権の分権化が著しく現われていたのであった。<sup>89)</sup> 大臣の権限は、法律と勅令事務に関して国王を補弼する一方、総理大臣とともに連帯責任を負ふ形であり、所管官員はもちろんのこと、警務使と各地方長官を指揮・監督することであった。<sup>90)</sup> 内閣制度の形式である議政府會議は、総理大臣の主宰の下に各衙門大臣から構成される會議制で、政策決定及び調整機関として政治的連帯責任を負うようになっており、官僚制体制は新しい品階に従って勅任官・奏任官及び判任官等の階級制度を採っていたのであった。このように改革された官僚・行政体制の基本構造は植民地時代を経て戦後の現代にいたるまでその多くの要素が継承されているのである。<sup>91)</sup>

## 2. 第二次世界大戦以後の受容

第二次世界大戦以後韓国は、南・北共に被動的で他律的に外生的文化との接触に強いられて異邦文化圏への進入をよぎなく迫められることになった。<sup>92)</sup> 韓半島はカイロ・ヤルタ及びポスタム会談などにおいて、米・ソの間に締結された決定に従って、北韓 38 度線以北は 8 月 10 日頃すでにソ連軍の手中に入り、9 月 8 日には米軍が南韓に上陸した。<sup>93)</sup> そして 1945 年 10 月 10 日南韓での米軍政が始まるようになり、「南韓における唯一合法な米軍政」<sup>94)</sup> であり、「…南韓での諸活動が米軍政の要求又は目的に合わないものは廃止されなければならない。」<sup>95)</sup> という方針の下で、代議制の政治体制を計画し試みていたとはいえ、それを可能ならしめる前提と、そのための構造的改革およびその改革のための民主的民族主義勢力の育成問題に対してはあまり関心がなかった。ということは、ソ連との間における冷戦体制の下で、その政策の

88) 軍國機務處が制定して、開國 503 年 7 月 14 日公布したもの、田深橋潔「近代朝鮮における政治的改革」『近代朝鮮史』所収、朝鮮史編修會研究彙集第一集昭和 19 年、同附録關係法令集 215-217 頁。

89) 金雲泰、前掲書、195 頁。

90) 上掲書、195-196 頁。

91) 上掲書、196 頁。

92) 朴文玉、「新韓國政府論」ソウル新泉社、1981、247 頁。

93) 尹謹植、「米軍政時代」（金雲泰外「韓國政治論」ソウル、博英社、1981）223 頁。

94) J. R. Hodge の 1945 年 10 月 25 日の布告文。

95) Kun. Shik Yun, Die politische Entwicklung Sudkorea und ihr Hintergrund, Göttingen, 1965, s. 98, 1945 年 11 月 3 日の A. B. Arnold 將軍の指示。

本質は、民族革命を拒否する反革命政策、あるいは少なくともそれは無用な反「目的」的なものであると見られたからであった。従ってかえってそのような勢力たちを政治領域から排除しようとしたのであった。<sup>96)</sup>そこでアメリカは、米・ソ・英の外相会議で最高5年間を四大強国の信託統治の下に置くことを協議してソ連との間に臨時政府樹立のための協商を開くことにした。

このような外部状況の下で南韓では信託統治に反対する<sup>97)</sup>とともに自主的な過渡政府の樹立を目指して、1946年2月左翼団体を中心に非常国民会議を開き、「米軍司令官による過渡政府樹立」のための努力に諮問する組織として南朝鮮大韓民国代表民主議院への発足にとことを運んだのであった。<sup>98)</sup>これに對じてソ連の指令によって信託統治に賛成していた左翼政党と団体は朝鮮民主主義民族戦線を結成したので、国内での対決が漸次激しくなるようになって見た米軍政側は、左翼活動を不法化したのであった。南韓では李承晩を中心とし、右翼団体であった韓民党がこれに呼応して自律政府の樹立運動を展開するにいたり、非常国民会議の決議によって最高政務委員会を構成し、米軍政の支持の下に李承晩を議長とする民主議院が設けられた。しかし内部的意見対立のため(左右合作派と右翼単独派)それは分裂するにいたったのであった。他方米軍政側は、米・ソ共同委員会が決裂されるようになりがちなので、南韓だけの独立政府を樹立させようと思い、1946年12月12日南朝鮮過渡立法院を構成し、1947年6月3日南朝鮮過渡政府を樹立させるにいたった。<sup>100)</sup>

米軍政の初期には植民地時代の総督府機構を継承し、日本人官僚の残留、あるいは日本官僚の経験のあるものを官吏に起用していた<sup>101)</sup>が、漸次植民地時代の法令を廃止し、新しく法令を改・制定することになった。又、日本人所有であった帰属農地を、15年間の年賦償還を条件に小作人に分配するとともに小作料は産物の3分之1を超えないようにするなど社会経済的

96) Klaus Mehnert, *Asian Moskau und wir*, 6. Aufl., Stuttgart, 1958, s. 166.

97) 金學俊、「南北韓關係」(「政經研究」1975年8月號通卷第127號) 49頁では「……反託が分斷解消の實驗的機會を妨ぐことになったのも事實」と述べるが、米・ソ間の激しい冷戦體制のなかでどちらかの讓歩を期待するのは非現實論であると思われる。當時引き繼ぐ米・ソ共同委員會の決裂がそれを立證するのであり、米・ソ兩勢力を背後に左右の對立だけが激しくなったであろう。1945年12月の末までに反託を唱えていた左翼勢力が1946年1月2日になって賛託に變わったのがそれを立證するのである。

98) 韓太壽「韓國政党史」、ソウル、新太陽社、1961、72頁。

99) 朴文玉、前掲書、252頁。1945年12月末まで反託していた態度を急變させて1946年1月2日には賛託となった。朴東雲、前掲書、328頁。

100) *Summation*, No. 13 (October, 1946) pp. 13 ~ 18頁。尹謹植、前掲論文、237頁による。

101) 朴文玉、前掲書、264頁。

改革を進められた。他方法令第 176 号で人身保護令状制度 ( the Writ of Habeas Corpus ) を採るとともに法令第 192 号で「法院組織法」を公布して司法の民主化を計るとともに教育制度を改正して教育の民主化を試みた。<sup>102)</sup> 中央行政機関は1947年4月5日改革して13部3處3院に改編した。従って官房人事課に代わって新設された人事行政処は、職業公務員制度及び科学的人事行政を整える任務と職能を担うことになった。これに先立って1946年3月には軍政長官の下の各局を部に昇格改称するとともに8月31日からは各部長の位に韓国人を就かせた。<sup>103)</sup>

米軍政下のこのような政治行政行態に現われた特徴は次のように要約される。第一に、西欧的制度を受容する基盤が整えられなかった現実の上に西欧的政治行政制度及びその行態を盲目的に強いられるか、あるいはその制度が濾過されないままに受容されることになったので、理想と現実の間に大きなへだたりを生ませたのであった。<sup>104)</sup> 第二に、激変する中で、連鎖的な反応 ( chain reaction of change ) を出現させた諸分野の現実、体系が整えた理論と思想を整理する余裕を与えないばかりでなく現実への適用を困らせて、その過程よりも結果として現われる「状況の流れ」 ( flow of situation ) の側面により頼る政治行政の文化風土を造成することになった。第三に、韓国の非西欧的東洋的論理意識にプロテスタント倫理意識である西欧資本主義の制度と思想を受容するようになったのと諸現実の激変性が原因となって、利潤分配の偶然性、不公正性の現象を惹起させるようになった結果、利潤追求の過程においても冒険的な非合理主義が支配的現象となる傾向が現われたのであった。

このような米軍政の期間は僅2年足らずに終わった。アメリカは韓国の問題を国連 ( U . N . ) に持ち込むようになって、1947年11月14日国連総会で韓国の独立を促進するために臨時韓国委員会の公式的構成を議決し、1948年2月国連小総会は南韓だけの総選挙を実施する決議を採択するようになったので、これによって1948年5月10日歴史上初めての総選挙が実施され制憲国会が構成されるようになった。

この制憲国会によって7月17日憲法が制定公布され、法律第1号によって政府組織法が公布された。<sup>105)</sup> またこの憲法によって国会で大統領が選挙されたし、1948年8月15日大韓民国の政府樹立を内外に宣布した。<sup>106)</sup> 1948年12月12日国連総会で大韓民国政府が韓半島

102) 上掲書、269-273頁。

103) 上掲書、279-281頁。

104) 朴文玉 “西欧社會科學の受容姿勢” (中央公務員教育院「行政研究」誌、Vol.51965.), 10-59頁。

105) 俞尙根, 「韓國官僚制度史」ソウル、明知大學出版部、1971, 187頁、尹謹植, “第一共和國” (金雲泰外「韓國政治論」ソウル、博英社、1981)、259頁。

106) 尹謹植, “米軍政時代” 前掲論文、241-242頁。朴文玉、前掲書、301-304頁。

において唯一合法政府であることを、賛成 41 票、否 6 票で可決することになった。つまり第一共和国の誕生過程である。第一共和国における権力構造に対しては、憲法制定の過程において最も論議の対象となった点であった。すなわち英国式の議院内閣制と両院制を内容とする憲法起草委員会の案に対して、米占領軍の意図に一致する政治路線<sup>107)</sup>に立っていた李承晩の大統領制と単院制案の意見対立がそれであった。李承晩が大統領と単院制を主張するようになった理由は、政治的後進国における不安定性の排除及び政府の能率性の確保という点にあった。そこで結局第一共和国の憲法は、議院内閣制的要素が残されたままその上に大統領制的要素が加味されたのであった。<sup>108)</sup>このような権力構造的な性格をもつようになったのは、右翼勢力の政治団体であった韓民党を代表とする国内の政治意見にアメリカの政治文化の影響を受け、アメリカの占領政策の表現ともいえる李承晩の意見が加えられた結果となった。それはソ連の勢力を背後にもった左翼勢力と対決するためにはアメリカの占領政策の方向に逆らうことができなかったのである。

さて、このような政治的状况の下で、以上のような憲法上の権力構造の下で、政府の組織は、草創期の行政機構として、日帝総督府機構と米軍政下の改編を土台にし、現代国家として具えるべき部署を先進各国の政府組織を参考として編成されたものであるが、国内外のすべての現実的事情を反映することはできなかつた。<sup>109)</sup>その組織規模は 11 部 4 處 2 委員会 3 廳 66 局からなっていた。その後韓国戦争を契機に国防部組織が改編される他経済関係部処が 1 部新設、又は昇格された。議院内閣制的要素が完全に排除され、純粹型の大統領制に変わった第二次改憲に従って、1955 年 2 月 7 日 政府組織法が改正され、<sup>110)</sup> 國務總理制が廃止されるとともに復興部が新設される他部処庁の改編があった。韓国の初代大統領であった李承晩は、以前の國務院においても國務委員と行政各部長官にあまり期待せず、集団の力より個人の能力を最も重視する政治的リーダーシップのパターンをもっていたので國務會議は部次的政治機構 (a secondary political institution) としか思われなかつたし、その結果政府樹立後 1961 年の軍事革命が起こるまで國務總理および國務委員の在職期間は世界でもその類を見られない程最も短期間であった。<sup>111)</sup>従ってこの期間の内閣の権限は実質的には大統領の諮問機関の性

107) Karl Loewenstein, *Political Power and the Governmental Process*, Univ. of Chicago Press, 1957, p. 67, 李命英「自由党統治の特性」(成均館大學校社會科學研究院編「社會科學」第 13 輯) 56 頁では李承晩の勢力基盤構築という観点からみているが、米國の占領政策の面からもみられるであろう。

108) 尹謹植、「第一共和國」前掲論文、249 頁。

109) 朴文玉、前掲書、337 頁。

110) 俞尙根、前掲書、193 頁、尹謹植、「第一共和國」前掲論文、259 頁。

111) 朴文玉、前掲書、334 頁。

格をもつのに過ぎなかった。

このような政府構造の下で、国家公務員法は、1949年8月12日法律第44號によって制定された。後述するように初めて制定された國家公務員法は全文57條からなり、米軍政の直接的な干渉は受けなかったが、米軍政時の人事制度をそのまま採り入れたばかりではなく、植民地時代の日本の諸命令を文句修正の上民主主義の面目だけを立てるとともに米軍政の強圧的干渉によって1948年に改正された日本の国家公務員法を翻訳したのに過ぎない部分が大部分を占めていた。殊に第二、三、四、五、六章などは目立つものであった。<sup>112)</sup> このようにして米軍政の影響を自ら進んで受けようとし、公務員社会の内外の現実を考慮に入れず西欧的官僚制度を受容することになり以後改正が続くのである。

#### IV. 結 論

西欧文化の一つの要素をなすキリスト教思想の受容の始まりを西洋人神父の渡来を基準にしてみれば、韓国の場合、日本に比べて三世紀にも近い程遅れている。その伝道の面からみれば、日本は開港以後不平等条約改正のためキリスト教に対する禁圧政策を撤回したが、日本のナショナリズムの形成政策により事実上禁圧されたのに対し、韓国の場合引続く禁圧政策にも拘わらず、王室の権威の相対的衰退、儒教思想の頑固性等による国民精神の統一阻害によって、新たな精神的帰属点を求める一般庶民側にキリスト教への帰依を願う傾向が激しいものとなった。開港以後合法的に伝道にあたったプロテスタントの教勢がそれを物語っている。しかしなおも儒教思想の頑固性、支配勢力の国王に対する派争的忠誠心、のみならず一般信者たちの社会改革への意志及びそれに伴う組織的体系的活動力の未成熟、それに加えて欧米の相対的な対朝鮮消極策、社会改革への能力の成熟時機を許さぬ大陸攻略政策等の外勢が消極的・積極的にキリスト教文化の伝播を妨げて、近代化への思想的基盤の構築につながらせなかった。

しかしながらキリスト教が教育・文化の変貌に与えた影響は極めて大きいものであった。この影響に伴って殊に注目される運動は、独立協会の自主的、民主的な思想的・制度的改革運動であった。この以前にあった甲午改革を中心とする一連の改革運動は、思想的・制度的面において非自主的・消極的であったため、支配層を中心にしての啓蒙的意味はあっても、社会化されるまでの効果はなく、かえってこれを強圧的に押し通そうとした外勢＝日本に利用される結果となった。その結果は、近代化を推し進める原動力としう程西欧の思想のみならずその制度も定着化されえず、だからといって韓国の伝統的思想から近代化のための思想を引き上

112) 朴東緒、「韓國官僚制の歴史的展開」、ソウル、韓國研究圖書館、1961, 118-119頁。

げ近代化の推進思想たらしめることさえできないまま、国土のみならず思想的に民族分裂の悲運な歴史の契機となる被植民地化の歴史的運命につながる事となった。

第二次世界大戦以後においても、国際的政治的状况はなお厳しく、国内的政治状况も民族的・民主的政治思想の土台が築かれず、これに伴って新しく形成された諸制度も実際に適し難くただ形式的存在に過ぎないという性格が濃くなって、政治的にも社会的にも葛藤が繰り返えされて、社会を管理すべき機能を持ちその役割を果すべき制度としての官僚制も一応近代的に形成されたとするものの、混沌たる社会を管理するにはその力及ばず、あまりにも大きい重荷とならざるをえなかった。その原因となる背景としての国際情勢は 6・25 動亂(朝鮮戦争)を起こして民族の血を流し尽してなお止まず、国内情勢は 4・19, 5・16, 10・26 等のような政変を起こすようにしたものの、先進国のような安定に至るまでにはまた遠い課程を残しているといえよう。官僚制が定着してその機能たる社会的管理を充分になしうるには、その制度だけでもなく、構造的機能だけでもなく、社会的環境との関係においてその生態的機能が果されなければならないということ物語るのであるといえよう。

**Summary**

**A Comparative Study on the Acceptance of Western Culture and  
Bureaucracy in Korea and Japan (II)**

**— A study on the Acceptance of Western Culture and Bureaucracy in Korea —**

*Cho Moon-boo*

Contact with the Christian Religion in Korea began in the sixteenth century through Japan or China, and under continuous oppression from the 18th century. The Korean Parish became independent from Peking in 1831, and the first Western Catholic Priest, Piere P. Maubaunt, came into Korea in 1836. After the Korean Ports were opened to outsiders, and upon the conclusion of a treaty, Protestants came into Korea and spread out engaging in Christian mission work, including medical activities and educational activities. But because the Western values based on Christian Religion could not contribute to the thought of social reformation in Korea, it could not keep Korea from becoming a colony of Japan.

It was after the conclusion of the treaty of friendship between Korea and Japan in 1876, and the treaty of friendship between Korea and America in 1882, that contact with broader Western thought and institutions really began. By this time Korea had concluded treaties of friendship with England, Germany and Russia, and had dispatched missions of friendship to America and Japan, and so was in contact with Occidental civilization. But because of the conservative disposition of the submission to the stronger influence of China as a ruling force in Korea, making the system unready to accept Western thoughts and institutions independently and positively, Korea would have to accept passively "the second-hand culture" or "the retranslated culture" through Japan through Japanese coercion. This coercion of the acceptance phenomena was manifested by the Kapshin Coup d'etat in 1884 and the Kapo Reformatin in 1895.

Not only were they an acceptance of formal institutions without the acceptance of institutional values, but they were also an extraneous acceptance, since they were used in the colonization by Japan. But, on the other hand, the reformation movement that established the Independence Society in 1896 intended to inspire the values of freedom and equality and the spirit of independence, and to build up a democratic nation by propelling the reformation of political and social institutions. It may be said to have estimated highly the acceptance phenomenon of western culture, although it failed due to the interference of foreign powers and the pressure of the ruling class, which lacked in discretion.

If it is the general theory of development in Asia, as seen in the Japanese example, that in propelling moderniation the bureaucracy with a background of political power must be the agent for development, it is necessary to note also on the course of the acceptance and the process of adaptation of western bureaucracy in Korea. It is said that the acceptance of western bureaucracy in Korea before World War II began from the Kapo Reformation propelled by the coercion of Japan. That is to say, it began from the proposal of the governmental bureaucracy decided upon by the Military National Administrative Office on June 28th 1894, and



bureaucratic factors can be found in Article XIV of the Constitutional Norm. By these, the bureaucratic systems prepared the type of hierarchy, the decentralization of administrative power, the Command system and matters under the jurisdiction of responsibility, etc. for establishment. But because this bureaucracy was primarily established passively, becoming the means to be used in the colonization by Japan, it could not be the fundamental system to propel modernization.

After World War II, through several periods of political reformation, the Constitutional Law was reformed and, accordingly, the Government Organization Law and National Civil Servants Law were reformed also. The first National Civil Servants Law was established by imitating the Japanese model, but the current Law of Korea is different from the Japanese Law in several important points.

## 국 문 초 록

## 韓·日에 있어서의 西歐文化와 西歐的 官僚制의 受容比較(Ⅱ)

趙 文 富

韓國에 있어서의 基督教와의 接觸은 16~17世紀에 日本 或은 中國을 通해서이며 18世紀부터 基督教에 對한 彈壓이 始作되는데, 繼續되는 彈壓속에서 1831年 韓國教區가 獨立되고 1836年 모방(Pierre P. maubault)이 最初의 西洋人神父로서 入國하게 된다. 以後 1876年의 開港期까지 迫害가 反復되는 가운데서 信徒數가 불어나게 된다. 한편 프로테스탄트教는 條約締結을 기다린 後 正式으로 入國해서 醫療活動, 教育活動等의 事業과 並行해서 傳教活動을 펴나가는데 20世紀初에 이르러서는 全國的으로 教勢가 擴張되었으나, 社會改革의 勢力으로 成熟되지 못한채 日本의 植民地化하게 되어 西歐思想의 基盤을 構築하지 못하게 된다.

基督教思想以外的 西歐思想 또는 西歐의 制度와 接하고 이를 受容하게 되는 契機가 된 것은 1876年의 韓日修交條約, 1882年의 韓美修好條約等이었다. 이를 契機로하여 日本과 美國에 修信使, 使節團等을 派遣하게 되고 이어 英國, 獨逸, 러시아, 佛蘭西等과도 修交를 하게 되어 西洋의 文物과 接하게 되었다. 그러나 當時의 支配勢力의 事大主義의 保守的의 性向으로 말미암아 主体的·積極的으로 西歐의 思想과 制度를 受容할 體制를 갖추지 못하였기 때문에 主로 日本의 強壓에 의하여 被動的으로 日本을 거친 「重譯文化」 或은 「他人의 손을 거친 것(the second hand)」을 受容할 수 밖에 없었다. 그래서 나타난 受容現象이 甲申政變(1884年), 甲午更張(1895年)이었다. 이것은 思想의 受容이 前提되지 않은 形式的 制度만의 受容이었을 뿐만 아니라 게다가 그것도 外生的(exogenous)인 것이어서 結局 植民地化에 利用되고 말았다. 그러나 1896년에 獨立協會를 創設하여 自由·平等과 自主獨立의 思想을 鼓吹시키는 한편 政治的·社會的인 制度의 改革을 推進하여 民主主義國家를 建設하려던 運動은 비록 外勢의 干涉과 沒知覺한 支配層의 壓力에 의하여 失敗하고 말았지만 韓國의 近代化過程에서 높히 評價하여야 할 西歐文化의 受容 現象이라고 할 수 있을 것이다.

日本의 例에서 보는 바와 같이 近代化의 推進에 있어서는 支配勢力의 政治的 權力을 背景으로 한 官僚制가 그 主体가 되어야 한다는 것이 東洋에 있어서의 發展論理의 一面이라면 韓國에 있어서도 西歐的 官僚制의 受容 過程을 注目하여 보지 않을 수 없을 것이다. 第

二次世界大戰前に 있어서의 韓國의 官僚制의 受容은 日本의 強壓的 內政干涉에 의하여 推進된 甲午改革에서 비롯된다고 할 수 있다. 卽 1894年 6月 28日에 軍國機務處에서 議決된 「議政府官制案」에서 發端되고 洪範 14條에서 官僚制의 要素가 發見된다. 이들에 의한 官僚制의 体制로서 制限君主制的인 國王下에 國王—議政府會議(內閣)—總理大臣—各衙門(各部)의 大臣—同協辦(次官 및 總務局長兼)—同參議(同局長)—同主事(副局長 또는 課長) 등의 階統制의 形態를 갖추고 있을 뿐만 아니라 行政權의 分權化가 이루어지고 命令系統과 責任所管事項이 確立되었다. 그러나 이들 官僚制는 元來 被動的으로 이루어진 것이기 때문에 植民地化에 利用當하는 結果가 되어 近代化 推進의 母體가 되지 못하였다.

第二次大戰後는 數次의 政變을 거치는 동안 第二共和國時代를 除外하고는 大統領制의 政府權力構造下에 政變이 있을 때 마다 改正되는 憲法에 따른 政府 組織法의 改正과 國家公務員法의 改正이 있었는데, 現行國家公務員法은 日本의 國家公務員法과 여러 면에서 다르지만 最初의 國家公務員法은 第一次 改正(1949年)後의 日本의 國家公務員法을 模倣한 것이었다.